

## 兵庫県歯及び口腔の健康づくり大会 協賛要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、兵庫県歯及び口腔の健康づくり大会（以下「大会」という。）の趣旨に賛同する法人その他の団体及び個人（以下「法人等」という。）が、大会行事に協賛する際の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

### (協賛)

第2条 この要領において「協賛」とは、法人等が兵庫県歯及び口腔の健康づくり大会事務局（以下「事務局」という。）に対して行う大会の機運醸成、広報・準備・運営等全般に要する物品の提供（協賛の募集期間）をいう。

第3条 協賛の募集期間は、令和4年5月20日から令和4年7月16日までとする。

### (協賛の申込み等)

第4条 協賛を行おうとする者は、協賛品申込書（別記様式第1号）を実行委員会に提出し行うものとする。

2 事務局は、協賛の申込みがあったときは、第8条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合を除き、速やかに受理するとともに、協賛の申込みを行った法人等（以下「申込者」という。）に対し協賛申込通知書（別記様式第2号）により受理した旨を通知するものとする。

### (協賛の方法)

第5条 第2条に規定する協賛にかかる受理通知を受けたときは、事務局が指定する方法により、協賛する物品（以下「協賛品」という。）を引き渡すものとする。

2 事務局は、協賛者の希望により、協賛品の受領書（別記様式第3号）を発行することができるものとする。

### (協賛特典)

第6条 協賛者の特典（以下「協賛特典」という。）は、別表のとおりとする。

### (協賛品の使途)

第7条 協賛品は、大会行事のうち、参加者への配布にのみ充てるものとする。

### (協賛申込書の不受理等)

第8条 事務局は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、申込書を受理しないものとし、申込者にその旨通知するものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体又は大会を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者
- (2) 法令または公序良俗に反する者
- (3) 大会について、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れのある者
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2

号から第 4 号までに該当する者、第 6 号の規定に該当する者又はこれらの者と密接な関係を有する者

(5) その他法令又は公序良俗に反するものなど実行委員会が不相当と判断する者

2 実行委員会は、申込書受理後、協賛者が前項各号のいずれかに該当するに至った場合又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛の受理を取り消すものとし、当該協賛者に対しその旨を通知するとともに、原則として協賛金及び協賛物を返戻するものとする。

(その他) この要領に定めるものの他、必要な事項は、事務局が別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和 4 年 5 月 20 日から施行する

## 【協賛特典】

特典内容
大会会場での展示機会の提供 (会場の都合により特典の上限数に達した場合は先着順とします)
大会ホームページへの協賛者名の掲載
会ホームページから協賛者ホームページへのリンク設定
大会チラシへの協賛者名への掲載
兵庫県歯及び口腔の健康づくり推進大会支援呼称

## 【留意事項】

- ①掲載順 掲載については五十音順とする。
- ②大会ホームページへの掲載期間は、協賛品の納品後から令和5年3月末までの予定。
- ③大会会場での展示協賛者による大会趣旨に沿った活動のPRに限る。
- ④兵庫県歯及び口腔の健康づくり推進大会支援呼称・ロゴマーク等の使用大会支援呼称は「〇〇〇（協賛者名）は兵庫県歯及び口腔の健康づくり推進大会を応援しています。」とし、協賛品の納品後とする。

※ 詳細については別途事務局と調整すること